

国債振替決済事務取扱手引（参加者用）

【2024年1月現在】

目 次

● はじめに

1. 書面請求にかかる記載例等

- (1) 口座振替
- (2) 元利分離・元利統合
- (3) 利子配分先変更
- (4) 元利金の配分額の精算
- (5) 残高証明請求

2. 報告書類の提出

- (1) 国債振替決済元利金配分額内訳報告表
- (2) 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表
- (3) 国債振替決済業態別内訳額報告表
- (4) 国債振替決済償還額内訳報告表

3. 事務連絡部署届の提出

付 録

● はじめに

- この事務取扱手引は、国債振替決済制度に関する事務のうち、参加者が日本銀行に対して書面（日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」といいます。）等により提出するものを含みます。）により申請、通知、依頼^(注)または報告等をする場合の提出書類の作成方法や留意点等を取りまとめたものです。日銀ネット端末から直接オンラインにより申請、通知または依頼をする場合は、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）」により事務を取運んでください。

(注) 非オンライン先における書面請求のほか、オンライン先における障害発生時（オンラインによる申請、通知または依頼が不能となった場合）対応として行うこととなります。

- 国債振替決済事務を取扱うに当たっては、「日本銀行国債振替決済業務規程」および「国債振替決済制度に関する規則」（以下「振決規則」という。）のほか関係手続や通知を遵守していただいたうえで、適宜本手引の記載例等を参照してください。

— 振決規則等は、日本銀行ホームページ（「業務上の事務連絡」－「国債振替決済制度関連」－「国債振替決済制度関連規程」）に掲載しています。

<申請・通知等の提出先>

▽ 業務オンラインによる提出を行う書面

「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」に記載の「報告資料名」を選択して送信。

- 提出に当たっては、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」のその他の記載事項および「日本銀行業務オンラインユーザマニュアル 金融機関編」のほか、関係規程等を参照。
- 上記はいずれも業務オンライン上に掲載しています。

▽ 郵送による提出を行う書面（振決国債残高証明請求書または日本銀行が指示した場合に限ります。）

- ・ 日本銀行本店の場合

郵送先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行業務局国債業務課国債業務グループ 宛

